

6 輸国第3105号

関税割当公表第TWQ-JP11号

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に基づく令和7年度の粉乳及びバターミルクパウダーの関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「CPTPP」という。）に基づく割当ての対象となる粉乳及びバターミルクパウダーの関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和6年12月13日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、合計割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品（0402.21-131、0402.21-141、0402.29-119、0402.29-129、0403.90-113、0403.90-123、0403.90-133）

CPTPP第2章 附属書2-D 付録A 第B節のCPTPPの全ての締約国向け関税割当て（TWQ）に掲げるTWQ-JP11の粉乳及びバターミルクパウダーであって、関税定率法（明治43年法律第54号）別表第0402.21号の1及び第0402.29号の1に掲げる物品並びに同法別表第0403.90号の1に掲げる物品（バターミルクパウダーその他の固形状の物品に限る。）のうち、独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183

号) 第17条第1項(指定乳製品等の輸入)に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するものの以外のもの。

2 合計割当数量 全乳換算数量2,250 t

3 通関期限 令和8年3月31日

第2 関税割当申請書の受付の担当課(以下「受付担当課」という。)

農林水産省畜産局牛乳乳製品課

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省輸出・国際局国際経済課

第4 関税割当申請書等の提出期間及び提出時間

1 提出期間(直接持ち込みの場合は、行政機関の休日を除く。)

(1) 令和7年1月14日(火)から同年2月10日(月)まで

(2) 令和7年7月1日(火)から同年7月7日(月)まで

(3) 令和7年9月1日(月)から令和8年3月13日(金)まで随時

ただし、(2)に掲げる期間にあつては、それ以前に実施された割当てにおいて割り当てられなかった数量(残数量)と令和7年6月10日(火)までに返還された割当数量の合計(以下「割当可能数量」という。)が8.9 t(全乳換算数量)以上ある場合に限り、関税割当申請書等の提出を受けて、申請順に審査し割当てを行うこととする。

(3)に掲げる期間にあつては、割当可能数量の有無にかかわらず、関税割当申請書等を受け付け、割当可能数量が8.9 t(全乳換算数量)以上ある場合に限り、申請順に審査し割当てを行うこととする。

なお、(2)に掲げる期間における割当ての実施の有無及び実施する場合の割当可能数量は、令和7年6月17日(火)の午後2時までに農林水産省ホームページ(以下「当省ウェブサイト」という。)において公表する。(3)に掲げる期間における割当可能数量は、令和7年8月25日(月)の午後2時以降随時※当省ウェブサイトにおいて公表する。

※8月25日は割当可能数量が無い場合もその旨公表する。以降は、割当可能

数量が 8.9 t（全乳換算数量）以上ある場合に限り公表する。

2 提出時間

直接持ち込みの場合は、午前10時から正午まで及び午後 2 時から午後 4 時までとする。

第 5 関税割当申請者の資格

次の全ての要件を満たす者

- 1 割当対象物品の使用、販売若しくは輸入を事業目的とする法人又はこれらの事業を行うことが確実であると認められる個人事業者であることについて、法人にあつては登記事項証明書の目的欄、個人事業者にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において確認可能な記載のあるものを提出できる者
- 2 令和元年度(2019年4月1日から2020年3月31日までとする。以下同じ。)から令和5年度の5か年度の毎年度において、粉乳及びバターミルクパウダーの使用、販売実績を有する者
- 3 令和6年度又は令和7年度において、第13の規定に基づく効力及び交付停止措置がとられた違反等事項該当者に当たらない者

第 6 関税割当申請書等の提出方法

第4の1の(1)の期間においては、以下の1から3のいずれかの方法により提出することができる。第4の1(2)及び(3)の期間においては1の方法のみ用いることができる。

なお、第4の1の(1)及び(2)の期間においては各提出期間終了までは、審査は行われないので、申請結果に関する問い合わせは受け付けない。

1 農林水産省共通申請サービスによる提出

農林水産省共通申請サービスサイトにアクセスし、申請を行う（以下「電子申請」という。）。

なお、申請ページは、第4の1の(1)の期間については申請期間開始日、第4の1の(2)の期間については令和7年6月25日（水）、第4の1の(3)の期間においては令和7年8月26日（火）にそれぞれ公開される。

2 書面による提出

(1) 直接持ち込む場合

受付担当課へ持参する。

(2) 郵送等による場合

郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付する。

なお、第4の1の(1)の各提出期間内に当省必着とする。

(宛先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省畜産局牛乳乳製品課 需給班 宛

3 電子メールによる提出

件名を「TWQ-JP11関税割当申請書類の提出（申請者名）」とし、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載する。

なお、第4の1の(1)の期間の最終日については、提出時間を午後3時までとする。

(宛先)

kanwari_milk_epa@maff.go.jp

第7 提出書類等

1 申請時に提出する書類

(1) 関税割当申請書（省令別記様式第1）

ただし、電子申請による提出の場合は不要。

(2) 輸入商品及び輸入・使用等の実績・計画一覧表（別記様式1-1）

ただし、電子申請の場合は、添付を必要としない。

(3) 関税割当てに関する誓約書（別記様式1-2）

ただし、電子申請の場合は、添付を必要としない。

(4) 輸入商品説明書（別記様式1-3）

ただし、電子申請の場合は、添付を必要としない。

(5) 関税割当てに係る事業内容確認書（別記様式2）

(6) 関税割当てに係る商流説明書（別記様式3）

割当てを受けた者が申請時の商流説明書と異なる商流により輸入、使用又は販売しようとする場合は、新たな商流に関する商流説明書を受付担当課に提出し、承認を受けなければならない。

- (7) 法人の場合は、登記事項証明書（写し）（個人事業者の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署長受付印があるもので、個人番号が複写されない措置を講じたもの））

ただし、以前に受付担当課に提出したことがあり、申請時点において、内容に変更のない場合は添付を必要としない。

2 申請時に提出の必要はないが必ず備えておくべき書類

- (1) 割当対象物品を特定の販売先に販売する者

ア 輸入許可通知書

イ 輸出元との売買契約書。自ら輸出元と売買契約を行わない場合は、輸入を依頼した商社等との売買契約書

ウ 販売先との売買契約書

エ 販売先の使用目的を記載した販売先一覧表（様式任意）

- (2) 割当対象物品を店舗、ECサイト等において不特定の販売先に販売する者

ア 輸入許可通知書

イ 輸出元との売買契約書。自ら輸出元と売買契約を行わない場合は、輸入を依頼した商社等との売買契約書

ウ 販売店舗・ECサイトの一覧表（様式任意）及び販売の様子がわかる資料（店舗名が写っている外観の写真、ウェブページの印刷等）

- (3) 割当対象物品を他者に販売せず自ら使用する者

ア 輸入許可通知書

イ 輸出元との売買契約書。自ら輸出元と売買契約を行わない場合は、輸入を依頼した商社等との売買契約書

ウ 食品等の製造製品等一覧表（様式任意）

2の書類については関税割当てを受けた年度を含め5年間保存するものと

する。

第8 申請数量及び割当基準

次の1から3において、1つの使用（販売）計画に対して重複した関税割当申請書等を提出した場合は、重複の事実が確認された全ての関税割当申請を無効とする。

1 第4の1の(1)に掲げる期間

1 申請者当たりの申請数量は、180 t（全乳換算数量）を上限とし、令和元年度から令和5年度までの粉乳及びバターミルクパウダーの年間使用（販売）実績数量の最低値又は令和7年度の使用（販売）計画数量のいずれか少ない数量を全乳換算した数量とする。

各申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。

(1) 申請数量の総計が第1の2に掲げる合計割当数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が第1の2に掲げる合計割当数量を超える場合

提出期間内に申請した者は同着とみなし、抽選により申請順位を定め、上位の者から審査の上割り当てる（合計割当数量の残数量が申請順の次点申請者の申請数量に満たない場合は、当該次点申請者に合計割当数量の残数量を割り当てる。）。

なお、抽選の実施については、令和7年2月14日（金）午後2時までに当省ウェブサイトにおいて公表する。

2 第4の1の(2)に掲げる期間

1 申請者当たりの申請数量は、令和元年度から令和5年度までの粉乳及びバターミルクパウダーの年間使用（販売）実績数量の最低値^(※)又は令和7年度の使用（販売）計画数量のいずれか少ない数量を全乳換算した数量とする。

※ 第4の1の(1)に掲げる期間において割当てを受けた数量は、当該最低値から差し引くものとする。

各申請者に対しては、申請順に審査の上割り当てる（割当可能数量の残

数量が申請順の次点申請者の申請数量に満たない場合は、当該次点申請者に割当可能数量の残数量を割り当てる。) 。

3 第4の1の(3)に掲げる期間

1 申請者当たりの申請数量は、令和元年度から令和5年度までの粉乳及びバターミルクパウダーの年間使用（販売）実績数量の最低値^(※)又は令和7年度の使用（販売）計画数量のいずれか少ない数量を全乳換算した数量とする。

※第4の1の(1)及び(2)に掲げる期間において割当てを受けた数量は、当該最低値から差し引くものとする。

各申請者に対しては、割当可能数量が8.9 t（全乳換算数量）以上ある場合に限り、申請順に審査の上割り当てる。

- 4 1、2及び3の申請について、令和5年度に割当対象物品の割当てを受けを者のうち、同年度に割当てを受けた割当対象物品の割当数量（複数回割当てを受けた場合にはその合計割当数量）と関税割当証明書によって確認された同年度の通関数量（複数回割当てを受けた場合にはその合計通関数量）から算出される消化率が9割未満の者の令和7年度における申請可能な数量^(※)の合計は、令和5年度の消化率の算出に用いた通関数量を限度とする。ただし、令和5年11月21日（火）までに返還された割当数量は、消化率計算において、同年度に割当てを受けた数量に含めないものとする。

（※）令和7年度の割当てにおいて抽選により削減され又は外れた場合、その削減され又は外れた数量は含めない。

第9 関税割当証明書の交付及び割当結果の通知

- 1 第4の1の(1)に掲げる期間に受け付けた申請に対する割当て

関税割当証明書を令和7年4月1日付で発給する。

ただし、令和6年度に割当てを受けた者のうち、有効期間が満了した関税割当証明書の未返納の者に対しては、未返納の関税割当証明書が全て返納されるまで新たな関税割当証明書を交付しない。

割当結果は、割当期間の開始の4週間前までに当省ウェブサイトにおいて

公表するとともに、当該年度の４月１日（行政機関の休日の場合はその直前の開庁日）までに、申請者に対し、割り当てられた数量を連絡するものとする。

２ 第４の１の(2)に掲げる期間に受け付けた申請に対する割当て

関税割当証明書を、原則として提出期間の最終日の翌日から起算して15日（行政機関の休日は算入しない。）以内に発給するものとする。

割当結果は、関税割当証明書の発給の日までに、当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、申請者に対し、割り当てられた数量を連絡するものとする。

３ 第４の１の(3)に掲げる期間に受け付けた申請に対する割当て

関税割当証明書を割当順に随時発給する。

割当結果は発給の都度、当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、申請者に対し、割り当てられた数量を連絡するものとする。

４ 関税割当証明書の郵送等による交付

関税割当証明書の交付は、１から３に規定する発給の日（第４の１の(1)に掲げる期間に行われた申請については４月１日）以降、原則として、郵便書留等の追跡可能な送付方法により行う。

第10 公表

１ 次に掲げる事項を当省ウェブサイトにおいて定期的に公表する。

(1) 割り当てた数量

(2) 返還された数量

(3) 消化（割当）率（第１の２に掲げる合計割当数量に対する割り当てた数量）

(4) 再割当てに供する数量（割当可能数量）

(5) 割当てを受けた者の氏名又は名称及び住所

２ 本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税

割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。

ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。

第11 報告

割当てを受けた者は、関税割当てに関する法令若しくは本公表の定めに従反した場合又は虚偽の申告若しくは報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。）をした場合は、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第12 関税割当証明書の返納

1 割当てを受けた者は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、関税割当証明書を受付担当課に速やかに返納しなければならない。このうち、(5)に該当する場合の返納期限は、関税割当証明書の有効期間満了日の翌日から起算して10日以内とする。返納方法は、受付担当課に直接持込みのほか、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

- (1) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の全部がなくなったとき。
- (2) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の一部がなくなったとき。
- (3) 割当数量を全て消化したとき。
- (4) 関税割当証明書の効力が停止したとき。
- (5) 関税割当証明書の有効期間が経過したとき。

2 1の返納に当たっては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、それぞれに対応する書類を受付担当課に提出するものとする。

- (1) 1の(1)若しくは(2)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に関税割当証明書（裏面）の残存数量（以下「残存数量」という。）について、関税割当証明書の再交付を希望せず、全て返納する場合又は1の(5)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の後に残存数量がある関税割当証明書を返納する場合「関税割当数量の返還について」（別記様式4）

(2) 1の(2)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に残存数量の一部を返還し、残存数量から当該返還した数量を差し引いた数量について、関税割当証明書の再交付を希望する場合「関税割当申請書」及び「再交付申請理由書」（経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年4月1日付け16国際第1297号。以下「記載要領」という。）記載要領様式第1）

3 1の返納に際して、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了手続きを行い、税関から交付された関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

第13 関税割当証明書の効力及び交付の停止並びに無効

農林水産省は、本公表に基づいて割当てを受けた者が次の1から3までのいずれかの事項（以下「違反等事項」という。）に該当することについて、当該違反等事項の事実を確認したときは、当該違反等事項の事実を確認された者（以下「違反等事項該当者」という。）に対して交付された関税割当証明書のうち当該違反等事項の事実を確認した時点において有効なものの効力を停止するとともに、当該違反等事項の事実を確認した日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の翌年度の末日までの期間内は、当該違反等事項該当者に対して関税割当証明書の交付を行わない（以下「効力及び交付停止措置」という。）こととする。

- 1 関税割当てに関する法令に違反したことが確定したとき。
- 2 本公表の定めに違反したとき。
- 3 虚偽の申請又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類（報告書その他の関税割当てに関するものに限る。）をしたとき。

なお、農林水産省による効力及び交付停止措置がとられた場合は、該当する違反等事項との関連が特定される関税割当証明書の交付の日の属する年度の初日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の末日ま

でに当該違反等事項該当者に交付された関税割当証明書の一部又は一部について、遡及して無効となることがある。

第14 その他

- 1 書面による提出において、関税割当申請書及びその他の添付書類の提出部数並びに割当数量の分割を希望する場合の関税割当証明書分割申請書（省令別記様式第3）の提出部数はそれぞれ1通とする。
- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更及びその他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、記載要領によるものとする。
- 3 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。
- 4 関税割当証明書とともに交付された輸入商品説明書は、輸入申告時に関税割当証明書に添付し、税関に提出すること。なお、やむを得ない理由により当該輸入商品説明書と異なる物品を輸入しようとする場合は、関税割当証明書の再交付を要するものとし、関税割当申請書、再交付理由書（記載要領様式第1）に、関税割当証明書の原本、承認済みの輸入商品説明書の原本及び変更後の輸入商品説明書を添えて、受付担当課に提出し、再交付を受けなければならない。
- 5 令和7年度に割当てを受けた者のうち、同年度に割当てを受けた全ての割当対象物品の関税割当証明書によって確認された通関数量の合計から算出される消化率（注）が7割未満の者は、令和8年度のTWQ-JP11の関税割当公表に定める2回目の申請期間以降、令和10年度末まで、TWQ-JP11の関税割当ての申請を受け付けない。ただし、令和11年度のTWQ-JP11の関税割当ての申請を除く。
- 6 令和7年度に割当てを受け、以下に定める計算から算出される消化率（注）が7割以上9割5分未満の者は、令和9年度のTWQ-JP11の関税割当公表に定める第1回目の申請期間の申請を受け付けない。

$$\text{消化率} = \frac{\text{(注) 令和7年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書によって確認された通関数量の合計}}{\text{令和7年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書における割当数量の合計}}$$

7 5及び6における消化率の計算においては、以下の割当数量を割当てを受けた数量に含めないものとする。

(1) 第4の1の(1)に掲げる期間の割当て

令和7年6月10日（火）までに返還された割当数量

(2) 第4の1の(2)に掲げる期間の割当て

令和7年8月8日（金）までに返還された割当数量

8 割当て申請の審査に当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

9 割当てを受け輸入した物品については、必要に応じその輸入、使用、販売状況等の調査を行うものとし、割当てを受けた者は、求めに応じて第7の2の書類及び関連する書類を提出した上で、当該調査に協力しなければならない。当該調査に協力しないことは、違反等事項の2に該当する。

10 抽選における当選確率を高めることを目的とした関連会社（グループ会社（グループ企業、取引先企業などを言う。以下同じ）を使った申請を行ってはならない。例えば、「関税割当品目の使用、販売若しくは輸入に自ら関与する意思のない法人又は個人事業者（以下「法人等」という。）に対し依頼することにより関税割当申請を行わせ、当該法人等が関税割当証明書の交付を受けた場合に、割当対象物品の輸入・販売に係る業務を取り仕切る行為」は抽選における当選確率を高めることを目的とした関連会社を使った申請に該当する。

11 抽選における当選確率を高めることを目的とした関税割当申請を行っている事実を確認した場合には、以下の対応を行う。

(1) 割当前に当該事実を確認した場合

当該事実を確認したすべての関税割当申請を無効とするとともに、当該事実を確認された者に対し、当該年度及び翌年度において関税割当証明書の交付を行わない。

(2) 割当後に当該事実を確認した場合

当該事実を確認された者のうち割当てを受けていた者は、第13に規定する違反事項等該当者として扱う。当該事実を確認された者のうち割当てを受けていない者に対しては、当該事実を確認した日から当該事実を確認した日の属する年度の翌年度の末日までの期間内は、関税割当証明書の交付を行わない。

- (3) 抽選における当選確率を高めることを目的とした関税割当申請を行うことを依頼した者についても (1) 及び (2) と同様の対応とする。

12 本公表による割当ては全乳換算数量により行い、全乳換算数量を算出するための換算係数は、CPTPP第2章附属書2－D付録A第B節に掲げるTWQ-JP11の内容に従う。

関税分類番号	換算係数	関税分類番号	換算係数
0402. 21-131	8. 9	0403. 90-113	6. 48
0402. 21-141	13. 43	0403. 90-123	8. 57
0402. 29-119	8. 9	0403. 90-133	13. 43
0402. 29-129	13. 43		

13 本公表に定める各種手続（農林水産省における事務手続を含む。）については、甚大な災害により被災するなどの非常事態の発生により変更が生じる場合がある。この場合の周知は、可能な限り農林水産省ウェブサイトに掲載することにより行うものとする。